



# 山形県公報

令和3年3月23日(火)  
第190号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……284
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………(水産振興課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……285
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……286
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……287
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……288
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日……………289

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則等の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……296
- 令和3年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……同
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請……………(県土利用政策課) ……297
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……299
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……303

**告 示**

**山形県告示第199号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あつみ育成会 鶴岡市温海己107番地	しょうがい者共同生活援助事業所「すてっぷ」 鶴岡市温海己107番地	共同生活援助	令和3.3.31

**山形県告示第200号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成29年3月県告示第208号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和3年3月20日限り消滅した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区の名称	区 域
飛 島 加 入 区	酒田市飛島の区域

**山形県告示第201号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
令和3年3月16日

**山形県告示第202号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営大原南地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営大原南地区土地改良事業計画書（農地中間管理機構関連農地整備事業）の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和3年3月29日から同年4月26日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月23日から同年4月6日まで縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東沼長沼余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡三川町大字横山字トツラ田7番2から 同 角地田102番4まで	旧	12.9メートル } 7.8	メートル 170
同 上		35.2メートル } 20.7	メートル 115
同 上	新	12.9メートル } 7.8	メートル 170

山形県告示第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
山形市全域
- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年4月24日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

山形県告示第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、朝日町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西村山郡朝日町東部

- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年5月29日から同年12月21日まで
- 3 作業の種類  
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

**山形県告示第206号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、天童市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
天童市全域
- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年6月1日から同年12月23日まで
- 3 作業の種類  
数値撮影（デジタル）、写真地図作成

**山形県告示第207号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町大字綱木箱口地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年11月10日から令和3年1月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量、GNSS水準測量）

**山形県告示第208号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町大字玉川地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和2年11月10日から令和3年1月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、GNSS水準測量）

**山形県告示第209号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鶴岡都市計画緑地
  - (2) 名称 北部1号緑地

- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第210号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 東根都市計画下水道  
(2) 名称 東根公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第211号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道（単独公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和45年9月30日から令和8年3月31日まで
- 

**山形県告示第212号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連公共下水道）（最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連特定環境保全公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和63年5月27日から令和8年3月31日まで
-

**山形県告示第213号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和61年5月27日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第214号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
天童市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 天童公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）天童市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成22年3月2日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第215号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
庄内町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 余目都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 余目町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）庄内町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成5年10月29日から令和8年3月31日まで

**山形県告示第216号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中「1,000.74」を「992.96」に、「1281.05」を「1,331.58」に改める。

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第4号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県神室少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和3年3月23日

山形県教育委員会

教 育 長 菅 間 裕 晃

#### 1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

#### 2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。（4）において同じ。）
- (4) 月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

#### 3 適用期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

山形県公安委員会

委 員 長 柴 田 曜 子

#### 山形県公安委員会規則第3号

##### 山形県道路交通規則等の一部を改正する規則

（山形県道路交通規則の一部改正）

第1条 山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「住民票の写し」を「住民票の写し又は現に受けている運転免許の免許証の写し」に改め、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号中「別記様式第19号の2」を「別記様式第19号」に改め、同号を第4号とし、第6号を削る。

第19条中「受理したときは」を「受理し」に、「に対して」を「から」に、「を交付」を「の交付の申出を受けたときは、これを交付」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第12条の2関係）

路線名	区間
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	山形市大字関沢宮城県境から西村山郡西川町大字月山沢まで
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市藤塚字ふけ田まで
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	鶴岡市山田字小京田223番2から鶴岡市大山字若柳311番2まで
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	鶴岡市大岩川字中川原38番1から鶴岡市山田字小京田223番3まで
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	酒田市藤塚字荒堰向75番から飽海郡遊佐町比子字服部興野140番37まで
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	米沢市万世町刈安字栗子森24281番3から米沢市窪田町小瀬字江中子675番1まで
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	東置賜郡高島町大字深沼字舟入1600番1から東根市大字松沢字平内258番2まで
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	村山市大字土生田字道出4621番1から尾花沢市大字尾花沢字高田5543番1まで
一般国道7号	鶴岡市鼠ヶ関字奥田70番1から鶴岡市温海字温福20番11まで
一般国道7号	鶴岡市五十川字浜千鳥無番から飽海郡遊佐町吹浦字三崎1番まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字岩陰705番2から米沢市大字板谷字岩陰709番4まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字鎌沢527番5から南陽市鍋田1945番22まで
一般国道13号	東置賜郡高島町大字深沼字舟入1607番から最上郡真室川町大字及位秋田県境まで
一般国道13号	上山市川口字南裏河原1516番9から上山市川口字北浦152番4まで
一般国道13号	上山市赤坂字太子堂66番1から上山市藤吾字大田2220番1まで
一般国道13号	上山市金瓶字原222番から上山市金瓶字原309番まで
一般国道13号	尾花沢市大字尾花沢字高田5596番1から新庄市大字鳥越字本宮後1060番1まで
一般国道13号	新庄市大字鳥越字下飯田4465番から新庄市十日町字右京屋敷9388番まで
一般国道13号	尾花沢市大字芦沢字ヲミ原1213番地9から尾花沢市大字芦沢字ヲミ原1190番地10まで
一般国道13号	米沢市窪田町小瀬字大明神573番1から東置賜郡高島町大字深沼字舟入1600番1まで
一般国道47号	最上郡最上町大字堺田宮城県境から酒田市東町二丁目1番2まで
一般国道47号	新庄市大字鳥越字本宮後1407番1から新庄市大字本合海字福宮3342番1まで
一般国道47号	最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野2282番1から最上郡戸沢村大字古口字真柄97番4まで



一般国道48号	東根市大字関山309番から天童市大字久野本1294番1まで
一般国道112号	山形市蔵王飯田四丁目441番5から山形市鉄砲町三丁目4番26まで
一般国道112号	山形市下条町二丁目5番3から鶴岡市本田字割田118番1まで
一般国道112号	酒田市浜松町76番267から酒田市宮海字新林686番まで
一般国道113号	西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢993番2から東置賜郡高島町大字深沼字舟入1649番まで
一般国道113号	南陽市和田西大作3397番2から南陽市和田3536番2まで
一般国道113号	南陽市赤湯字川尻2954番1から南陽市柵塚字石法花1849番6まで
一般国道121号	米沢市窪田町窪田字東谷地215番1から米沢市入田沢1613番1まで
一般国道286号	山形市大字関沢字下り沢242番3から山形市荒楯町一丁目1番1まで
一般国道287号	東置賜郡川西町大字西大塚字薬師東2374番1から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで
一般国道287号	寒河江市中央工業団地1055番1から寒河江市大字八鍬字南714番16まで
一般国道287号	西村山郡河北町谷地字真木142番1から東根市大字蟹沢字上縄目1823番2まで
一般国道344号	酒田市観音寺字町後33番2から酒田市市条字水上16番3まで
一般国道345号	東田川郡庄内町狩川字古田2番4から飽海郡遊佐町菅里字菅野310番16まで
一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで
一般国道399号	南陽市和田3536番2から南陽市鍋田1945番22まで
一般国道458号	新庄市五日町字清水川1318番3から新庄市万場町6156番まで
一般国道458号	新庄市大字升形字前田表3623番1から新庄市大字升形字笹原1647番45まで
一般国道458号	上山市四ツ谷一丁目1番1から上山市石曾根字山咲1343番1まで
主要地方道白石上山線	上山市金谷字飯ノ森2068番1から上山市高野字飯ノ森79番3まで
主要地方道山形白鷹線	山形市高堂二丁目707番1から山形市富神台36番まで
主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1まで
主要地方道山形朝日線	山形市城西町五丁目11番13から山形市黄金1番1まで
主要地方道山形山寺線	山形市浜崎8番から山形市浜崎11番1まで

主要地方道山形山寺線	山形市大野目四丁目83番1から山形市穂積80番1まで
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで
主要地方道天童寒河江線	天童市荒谷字日川1232番1から天童市清池字藤段1363番まで
主要地方道寒河江村山線	東根市大字松沢字砂田257番1から東根市大字長瀬字南方354番2まで
主要地方道尾花沢関山線	東根市大字東根元原方字大森北417番1から東根市大字関山字石原311番4まで
主要地方道庄内空港立川線	酒田市浜中字村東829番3から東田川郡三川町大字猪子字和田庫158番4まで
主要地方道庄内空港立川線	東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番3から東田川郡三川町大字押切新田字豊秋194番まで
主要地方道酒田鶴岡線	酒田市新堀字前岡512番2から酒田市落野目字広野11番31まで
主要地方道酒田松山線	酒田市大野新田字村南395番1から酒田市飛鳥字大林801番まで
主要地方道余目加茂線	東田川郡三川町大字押切新田字五反143番から東田川郡三川町大字押切新田字街道表208番まで
主要地方道余目温海線	東田川郡庄内町跡字西田112番から東田川郡庄内町字矢口98番3まで
主要地方道余目温海線	鶴岡市湯温海字萩田177番1から鶴岡市温海字温海645番142まで
主要地方道鶴岡羽黒線	鶴岡市日出二丁目9番3から鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣293番12まで
主要地方道山形山辺線	山形市城西町四丁目3番14から山形市城西町五丁目10番7まで
主要地方道藤島由良線	東田川郡三川町大字横山字横山46番1から鶴岡市文下字久保田137番9まで
主要地方道山形上山線	上山市みはらしの丘21番から上山市四ツ谷一丁目1番1まで
主要地方道山形上山線	上山市中山字境参4177番から上山市中山字代71番3まで
主要地方道酒田八幡線	酒田市宮海字新林694番から酒田市藤塚字南割56番3まで
一般県道米沢浅川高島線	米沢市中田町字館ノ内677番1から米沢市中田町字川原五756番6まで
一般県道南陽川西線	南陽市元中山字代209番5から南陽市川樋字高野1585番6まで
一般県道南陽川西線	南陽市赤湯字月ノ木山2829番46から南陽市赤湯字川尻2954番1まで
一般県道余目松山線	東田川郡庄内町常万字向田3番1から東田川郡庄内町余目土堤下38番3まで
一般県道東根尾花沢線	村山市大字土生田字道出4681番11から村山市大字土生田字道出4591番1まで
一般県道東根大森工業団地線	東根市大字東根元原方字大森北417番1から東根市大字蟹沢字上縄目1821番5まで

一般県道北山形停車場大野目線	山形市浜崎86番4から山形市浜崎8番まで
一般県道大野目内表線	山形市大野目三丁目14番から山形市大野目三丁目70番1まで
一般県道山形空港線	東根市大字羽入字柏原新林3008番269から東根市大字羽入字柏原新林3008番481まで
一般県道大石田土生田線	村山市大字土生田字道出4631番1から村山市大字土生田字道出4591番2まで
一般県道中時庭線	長井市時庭158番から長井市泉607番4まで
一般県道勸進代舟場線	長井市五十川6014番2から長井市舟場10番18まで
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字住吉740番2まで
一般県道東山七浦線	山形市上柳17番1から山形市大字青柳字一本木248番3まで
一般県道東根長島線	東根市大字東根元東根字宮崎裏5157番45から東根市大字長瀬字南方364番12まで
一般県道曲川新庄線	新庄市十日町字右京屋敷9348番2から新庄市万場町6156番まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市覚岸寺字菅谷地40番11から鶴岡市宝田一丁目9番7まで
一般県道面野山鶴岡線	鶴岡市白山字西野154番から鶴岡市白山字西木村21番4まで
一般県道鶴岡広野線	鶴岡市文下字広野37番1から酒田市広野字福岡726番2まで
一般県道湯田川大山線	鶴岡市湯田川字仲田64番28から鶴岡市白山字西野154番まで
一般県道湯田川大山線	鶴岡市白山字西木村21番4から鶴岡市矢馳字上矢馳600番まで
一般県道東沼長沼余目線	東田川郡三川町大字青山字沖55番2から東田川郡三川町大字横山字不動野101番まで
一般県道温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字家之平51番4から鶴岡市湯温海字萩田177番1まで
一般県道温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字家之平51番4から鶴岡市大岩川字中川原56番2まで
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目1番40から鶴岡市播磨字小瀬京田95番1まで
一般県道吹浦酒田線	酒田市上本町2番8から酒田市東両羽町8番1まで
一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1から飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番1まで
市道浜田青柳線	山形市浜崎86番1から山形市平久保13番まで
市道浜田青柳線	山形市平久保23番5から山形市大字上柳51番3まで
市道漆山石田2号線	山形市大字漆山字石田482番1から山形市大字漆山字石田586番1まで

市道陸運事務所1号線	山形市大字漆山字北上原1358番から山形市大字漆山字行段1422番6まで
市道下条城北線	山形市下条町二丁目6番34から山形市下条町二丁目18番1まで
市道立谷川北志田線	山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字二ツ段2111番5まで
市道卸売市場西線	山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字北志田1784番まで
市道西部工業幹線	山形市鑄物町40番から山形市富神台26番まで
市道万世上郷線	米沢市万世町桑山1231番11から米沢市八幡原五丁目4862番15まで
市道万世上郷線	米沢市八幡原一丁目1番20から米沢市八幡原一丁目1番16まで
市道八幡原工業団地東回り線	米沢市八幡原五丁目4149番2から米沢市八幡原二丁目4678番1まで
市道米沢駅東線	米沢市万世町片子4382番4から米沢市八幡原三丁目4452番まで
市道工業団地大揚線	鶴岡市宝田二丁目2番10から鶴岡市宝田二丁目9番7まで
市道鉄工団地1号線	鶴岡市下清水字内田元72番40から鶴岡市下清水字内田元74番15まで
市道東両羽町線	酒田市東両羽町6番17から酒田市東両羽町7番20まで
市道東両羽町大宮線	酒田市あきほ町516番から酒田市大宮町一丁目11番11まで
市道十五軒下通線	酒田市広野字十五軒74番から酒田市広野字榎橋32番1まで
市道福田工業団地線	新庄市大字福田字石橋175番から新庄市大字福田字福田山711番162まで
市道福田工業団地線1号線	新庄市大字福田字福田山711番56から新庄市大字福田字福田山711番1まで
市道西寒河江駅谷沢線	寒河江市緑町227番1から寒河江市中央工業団地1005番1まで
市道工業高校西線	寒河江市中央工業団地158番8から寒河江市中央工業団地155番2まで
市道緑町米沢線	寒河江市中央工業団地152番1から寒河江市大字米沢字下1090番1まで
市道石曾根川口線	上山市石曾根字山咲1343番から上山市川口字北裏150番1まで
市道北部西回り線	上山市みはらしの丘63番から上山市みはらしの丘80番まで
市道今泉時庭線	長井市今泉字山田1812番236から長井市時庭158番まで
市道小田島中央線	東根市大字野田字七久保658番1から東根市大字野田字三ツ屋浦690番4まで
市道荻袋岩袋線	尾花沢市大字荻袋530番4から尾花沢市大字荻袋1318番1まで

町道荒砥駅本宿線	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字粕塚899番3から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4256番3まで
町道鳥海南工業団地中央線	飽海郡遊佐町藤崎字茂り松157番1から飽海郡遊佐町藤崎字茂り松157番1まで
臨港道路外港ふ頭2号線	酒田市高砂232番から酒田市高砂170番3まで
臨港道路大浜宮海線	酒田市大浜二丁目102番11から酒田市宮海字治八郎畑1番17まで
臨港道路宮海線	酒田市宮海字治八郎畑1番13から酒田市宮海字新林672番まで
臨港道路大浜線	酒田市大浜二丁目102番11から酒田市大浜二丁目1番7まで
臨港道路大浜光ヶ丘線	酒田市大浜二丁目103番3から酒田市光が丘四丁目52番8まで
臨港道路新井田川線	酒田市本町三丁目8番49-1から酒田市本町一丁目5番28まで
臨港道路大浜袖岡線	酒田市大浜二丁目2番24から酒田市入船町1番3まで

様式第17号及び様式第17号の2中「㊤」を削り、備考として次のように加える。

備考 「安全運転管理者の経歴」の欄は、「資格要件」の欄を満たす管理経験（職歴）を記入すること。

様式第18号中「㊤」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

様式第19号を削り、様式第19号の2を様式第19号とする。

様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第19条関係）

← 97mm →

番号	安全運転 副安全運転 管 理 者 証	
所 属		
事業所名		
氏 名	年 月 日生	
		年 月 日
山 形 県 公 安 委 員 会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		

↑  
 62mm  
↓

（山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第2条 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書	を  に改める。
道路交法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書	

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和3年3月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 ひのき

(2) 代表者の氏名

梅津 ひろ美

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市窪田町窪田1400番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護者、高齢者、身体障害者やその家族に対して、介護及び支援に関する事業を行い、高齢者の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和3年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年10月30日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を令和3年6月11日（金）から同月25日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月25日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により、起業者から次のとおり特定所有者不明土地の取用についての裁定の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部県土利用政策課において令和3年4月6日まで縦覧に供する。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		公 簿	現 況
飽海郡遊佐町比子字服部興野	6番5	畑	畑

### 2 その他

(1) 1に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和3年4月6日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第32条第1項の裁定をすることがある。

(2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。

イ 申出者の氏名又は名称及び住所

ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番

ハ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由

ニ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察無線機の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年3月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 令和3年5月17日（月） 午前11時

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ IPR形移動用無線機（IPR-ML）車載仕様 259式

ロ IPR形移動用無線機（IPR-ML）携帯仕様 30式

ハ IPR形オートバイ用無線機（IPR-AU） 19式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和4年6月17日（金）

(4) 納入場所 山形県警察本部生活安全部通信指令課

(5) 入札方法 (1)のイからハまでの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 令和3年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和3年1月29日付け県公報第175号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去2年以内に国又は地方公共団体と契約を締結し、当該調達物品又はこれと同等の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部生活安全部通信指令課企画係 電話番号023(626)0110
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部生活安全部通信指令課企画係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
  - (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部生活安全部通信指令課企画係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和3年4月16日（金）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月8日（木）午後4時までに山形県警察本部生活安全部通信指令課企画係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be procured:
    - ① : IPR Mobile Radio Set (for cars) (IPR-ML) 259 units
    - ② : IPR Mobile Radio Set (portable) (IPR-ML) 30 units
    - ③ : IPR Mobile Radio Set (for motorcycles) (IPR-AU) 19 units
  - (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. May 17, 2021



(3) Contact point for the notice: Communications Command Section, Community Safety Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL 023(626)0110

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和3年1月から同年2月まで実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月23日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年山形県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関58箇所について実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
寒 河 江 高 等 学 校	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
長 井 工 業 高 等 学 校	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
荒 砥 高 等 学 校	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
寒 河 江 警 察 署	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
小 国 警 察 署	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
山 形 西 高 等 学 校	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
庄 内 空 港 事 務 所	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
山 形 盲 学 校	令和3年1月14日	木村委員	武田委員

鶴岡高等養護学校	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
工業技術センター	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
産業技術短期大学校	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
農業総合研究センター	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
病虫害防除所	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
小国高等学校	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
庄内警察署	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
こども医療療育センター	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
最上学園	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
やまなみ学園	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
上山高等養護学校	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
水産研究所	令和3年1月19日	武田委員	—
消防学校	令和3年1月21日	武田委員	—
朝日少年自然の家	令和3年1月21日	海老名委員	—
工業技術センター庄内試験場	令和3年1月22日	武田委員	—
庄内教育事務所	令和3年1月22日	武田委員	—
鶴岡南高等学校	令和3年1月22日	武田委員	—
飯豊少年自然の家	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
神室少年自然の家	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
職員育成センター	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
新庄南高等学校	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
山形工業高等学校	令和3年2月4日	木村委員	武田委員

北村山高等学校	令和3年2月4日	木村委員	武田委員
村山教育事務所	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
谷地高等学校	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
村山警察署	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
天童高等学校	令和3年2月8日	武田委員	—
村山産業高等学校	令和3年2月8日	武田委員	—
内水面水産研究所	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
上山明新館高等学校	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
山形聾学校	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
新県民文化館	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山辺高等学校	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山形養護学校	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山形警察署	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
朝日学園	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
教育センター	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
米沢養護学校	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
上山警察署	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
米沢警察署	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
精神保健福祉センター	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
図書館	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
青年の家	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
山形東高等学校	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
左沢高等学校	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員

## 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われている。

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 産業技術短期大学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

## (内容)

未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

延滞金の徴収手続をしていないもの 4件 合計5,100円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月24日

延滞金の額 1,500円

b 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月16日

延滞金の額 1,100円

c 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月23日

延滞金の額 1,500円

d 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月13日

延滞金の額 1,100円

## ロ 職員育成センター

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

## (内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和元年度山形県自己啓発支援事業費補助金

実績報告期限 令和元年10月10日

実績報告日 令和2年1月14日

## ハ 山形工業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

## (内容)

奨学のための給付金について、支出目安時期（8月）から相当な日数を経過してから支出しているもの

令和元年度分 55件

支出年月日 令和元年12月26日

令和2年度分 23件

支出年月日 令和3年1月29日

(ロ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

## (内容)

収入の調定が適切でないものがある。

調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計11,245円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料（使用許可に伴う電気料・令和2年7月分）

調定すべき日 令和2年8月7日

調定日 令和2年11月10日

調定額 5,014円

ニ 北村山高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和2年度真空式温水ヒーター制御盤交換工事

契約金額 1,276,000円

要契約保証金 127,600円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意した主なものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 公金等の管理が適切でないものがある。(朝日少年自然の家、山形工業高等学校)

ロ 収入

(イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のものがある。(北村山高等学校)

(ロ) 納付義務のない授業料を1箇月以上徴収し、還付を要するものがある。(山形工業高等学校)

ハ 支出

(イ) 支出科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のものがある。(天童高等学校)

(ロ) 支出額を誤ったもので1万円以上のものがある。(鶴岡高等養護学校)

(ハ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(寒河江高等学校、山形工業高等学校)

(ニ) 諸手当の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(山形養護学校)

(ホ) 検収の事務処理が適切でないものがある。(鶴岡南高等学校)

(ハ) 奨学のための給付金について、支出目安時期(8月)から相当な日数を経過してから支出しているものがある。(山辺高等学校)

ニ 債権

(イ) 債権管理簿が作成されておらず、適切な債権管理が行われていないものがある。(山形工業高等学校)

ホ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(山形北高等学校)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和3年2月9日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年3月23日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
新庄北高等学校	支出事務が適切でないものがある。	全ての納品書と請求書は専用の箱に入れて共同で保管することとし、事務室全体で支払期限の確認や処理の優先度を共有できるようにした。
	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行にあたっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を業務管理者や業務総括者などの複数職員による確認を徹底することとした。

令和3年3月23日印刷  
令和3年3月23日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県